

取組の充実等の提案についての政策検討会議における各会派の補足説明

黒字: 書面記載事項 赤字: 政策検討会議における口頭での補足説明

<p>第2条</p>	<p>議会基本条例の研修を規定する。本条例の理念・目的を議員間で共有し、浸透させ、本条項を実現のために、議員の任期開始後、速やかにこの条例等に関する研修を行うものとする。【共産党】</p> <p>議会活動の基本になるというふうに思いますので、できればこの任期の改正後、初めにみんなで一旦この条例については勉強してはどうかということを提案させていただきます。【共産党】</p>
<p>第3条</p>	<p>「真の地方自治の実現を目指す」とあるが、地方自治のあり様に係る議論や検討、研究を継続して行う必要がある。 (連携協定を締結する大学から講師を招いての勉強会等)【清正会】</p> <p>「真の地方自治の実現を目指す」とあるんですけど、何をもって地方自治を定義しているのかが明解になってないので、ありように関する議論や検討や研修を継続していく必要があるのかなというふうに考えます。一例で書かせていただいているんですけど、連携協定を締結している大学が幾つかございますので、講師をお招きして勉強会などをすればどうかなというふうに感じました。【清正会】</p>
<p>第4条・第5条</p>	<p>本会議における討論のあり方を見直す必要があると考えます。賛否に係る行動変容を促すのが本来の「討論」であるならば、執行部に留意事項等を伝える行為は「討論」ではないと承知しています。</p> <p>なぜ、賛成なのか、反対なのか、市民に対する説明責任という観点からの意思表示を尊重するのであれば、討論とは別に発言の機会を設けてはと考えます。【清正会】</p> <p>討論の在り方を見直してはどうかというふうに考えてます。常任委員会で議案の賛否に関して討論させていただくんですけども、Aという会派、議員の討論に対して質問がありますかということで、あるなしを確認いただいた上で賛否を決定しています。委員会の審査は明解やというふうに認識してるんですけども、本会議において、本来討論というのは、議員が各議員の態度の変容を促す、求める、賛同を求めるというのが本来の討論やというふうに認識してるんですけども、何か執行部に申し上げているような趣旨の発言もあるのかなというふうに承知をしています。特に、決算審査の討論とかは、もうほぼそれに近いのかなと。ただ、そうも申し上げながらも、公開された場で、なぜ自分自身は負託を受けた議員の一人として、その議案に対して賛成するのか、反対するのかという意味での説明責任ということでいうと意義があるのかなと思いつつ、討論というものの認識が共有できてないのかなというふうに考えました。ですので、この基本方針に関係するところで、取組の充実ということで見直してはどうかというふうに上げさせていただきました。【清正会】</p>

<p>第6条</p>	<p>年 4 回、情報のやりとり、連絡・確認などの訓練のために、机上訓練・端末のみの訓練ふくめておこなってはどうか くわえて、タブレット以外の端末とのやりとりの検討が必要【市民ネット21】</p> <p>このBCPの策定から、初期に通信機器のやり取りの研修というものがあったとは思いますが、それが継続的にされてないかという危惧を基に、例えば年4回、情報のやり取り、連絡・確認などの訓練のため、机上訓練、端末のみも含めて行ってはどうかと。加えて、タブレット以外の端末とのやり取り、そのグループウェアのやり取りの研修、検討を充実させるということですね。その充実が必要なのではないかというように考えております。【市民ネット21】</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大期に庁舎の閉鎖を余儀なくされたことを教訓に、オンライン以外に庁舎外に会議室を確保するなど議会機能を発揮できるよう準備し、速やかに対応できるようにする。【共産党】</p> <p>庁舎閉鎖を余儀なくされたことが教訓で、オンライン以外で、庁舎外で会議室を確保することとかを想定して、議会の機能をきちんと発揮できるように、平時からその準備をしておくようなことを、きちんと準備をしておいたらどうかということで、これも取組の充実として今後検討しておいてはどうかという意見です。【共産党】</p> <p>議会 BCP などについて、被災地の議会の経験からその教訓を生かせるよう検討する。【平和と市民自治】</p> <p>地震関係で、地震が一番甚大な被害を及ぼすと思うんですけれども、特に熊本や能登の、そのときの議会局や議員の行動様態を含めて、一度その教訓というのを生かせるようにしたらどうかというような趣旨でございます。【平和と市民自治】</p>
<p>第10条</p>	<p>長らく報酬審議会が開催されておらず、開催が望まれます。【清正会】</p> <p>議員報酬に関する規定がございます。この中で、「議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案する」とあるんですけれども、長らく報酬審議会が開催をされていません。ですので、特別職となってきますと、市長、副市長さんを含めての審議をいただくことになるのかも分からないですけども、市議会でも附属機関は設置できると認識してますので、開催されたほうがいいのかというふうに考えます。これは取組の充実で上げさせていただきました。【清正会】</p>
<p>第12条</p>	<p>政治活動との親和性について、あらためて留意が必要と考えます。【清正会】</p> <p>政治活動との親和性が危惧なり懸念される事例が私の中ではございました。ですので、改めて留意する必要がありますので、何がしらの政務活動費の執行をいただく上でのマニュアルといいますか、共通ルールというものについても一定規定化する必要があるのであれば、していただいたらよいのではないかなというふうに感じております。【清正会】</p>

<p>第14条</p>	<p>議会として執行部の監視・評価や政策立案及び政策提言などの過程において、公聴会や参考人を活用して、市民の多様な意見を議会の討議に反映させるようにする。→公聴会、参考人制度の創設【共産党】</p> <p>市民参加の機会の充実ということで、この間も取組を進めてきて、請願者の趣旨説明も行えるようになってきたということは大きいことだと思うんですけども、さらにやはり発展をさせて、市民の中にもいろいろ、たくさんの意見もありますけれども、たくさんの知恵とか、それから教養であったり、いろいろなものを持っておられる市民もいらっしゃるの、そういう方々からの意見も聞かせていただいたり参考にできるようなことも聞かせていただく機会をつくるということで、公聴会、参考人制度を創設してはどうかという意見です。【共産党】</p> <p>議会へ寄せられる市民の意見を、一定期間(ex.半年)ごとに集約し活動の改善等の参考にできるように議会運営委員会等関係機関で討議する場を設ける。【平和と市民自治】</p> <p>傍聴に来られた市民の方、あるいは議会局へメール等で時々意見等ございます。配信はされてはいるんですけども、やっぱり注目に値するような意見もあると思いますし、それらを半年に一度でも結構ですし、何らかの機関の場で、全会派が目目の当たりにして、それについて議論、討議できるような場があってもいいのではないかなと、これはすぐにできるのではないかなと思って提案をさせていただきました。【平和と市民自治】</p>
<p>第15条</p>	<p>聴取する団体を固定化せず、さまざまな団体からの広聴をめざすべきでは。【市民ネット21】</p> <p>前提として、広報広聴ビジョンとアクションプランの策定がありました。そこであつたとおり、様々な団体からの広聴を目指すとなりましたので、それを実行すべきだという趣旨でございます。聴取する団体を固定化せず、様々な団体からの広聴を目指すべきではという、取組の充実をするべきだと考えております。【市民ネット21】</p>
<p>第21条の2</p>	<p>アクションがなく止まっているのは課題 一年に一度、テーマを設定した上であつまり、広域化できる事業の話しあいを、確定案でなくとも話し合う機会をもってはどうか【市民ネット21】</p> <p>以前やっていた草津との連携というのがありました。そのアクションがなく、コロナ禍のときに、完全に止まっているというわけではないんですけども、議題がないということは認識はしているんですけども、その止まっているのが課題と考えてます。1年に一度、テーマを設定した上で集まり、広域化できる事業の話合いなどを、確定案でなくても話し合うという機会を持ってはどうかというように考えます。【市民ネット21】</p> <p>連携のあり方について検証が必要と考えます。【清正会】</p> <p>草津市議会との連携に関しましては、当時、仲野弘子議長さんと草津市議会の瀬川議長さんとの間で協定書の調印を締結いただいております。改めて協定書の内容を今述べることは申し上げませんが、広域景観ということと、両市</p>

	<p>が共通する課題について理解を深め合っていきたいと思いますというのが趣旨だったというふうに認識をしております。ただ、先ほども御発言ございましたが、この間、様々な社会情勢等を鑑みて、取組ができていないというのが実情かなというふうに考えております。ですので、どのような前提が調べば、また認識が共有できれば、当初調印の時点で目指した取組が持続可能な形で実現できるのかということにつきましては、改めて検証が必要かなと考えています。</p> <p>高島市議会さんとも、私の記憶では一度お集まりになられたのかなという認識はあるんですけども、その後、連携ができてないのかなというふうにも思います。ただ、この間、湖西線の50周年の式典で高島市議会さんも御一緒させていただいてましたけど、また今後のありようについても可能性を模索する必要があるのかなと感じました。【清正会】</p>
<p>第22条</p>	<p>議会基本条例の理念と実際の活用について議員が共有できるよう、議員任期開始後速やかに、逐条解説及び過去に取り組んできた経過と事例を詳しく研修する。【平和と市民自治】</p> <p>1期目ということになりますと、過去の経緯もあまり知らなくて、当然新任のときの研修で議場で議会局さんに概要は御説明をいただくわけですけども、恥ずかしながら、今回のこの取組で全文に目を通して解説も読んだという、そういう状況なんで、ちゃんとやれと言われたらそのとおりなんですけれども、やはり逐条解説を含めて、過去に取り組んできた経緯、事例も詳しく研修をするというのがやっぱりあったほうがいいなと思いましたので提案させていただきました。【平和と市民自治】</p>
<p>第24条</p>	<p>市政課題に関わるゼミなどとの調査研究や意見交換など交流の機会を増やす。【共産党】</p> <p>専門的知見等の活用ということで、以前も関係するパートナーシップ協定を結んでいる大学の教授の方を招聘して、いろいろ御教授いただいたこともあるんですけども、さらにこの市政課題に関わるようなことで、ゼミとか大学の若い方々の意見とかというのも議会として聞かせていただく機会も含めてですが、調査研究、意見交換など交流の機会をぜひ増やしていけるように、議会の中の日程調整というのは大変難しいということは理解するんですけども、1年に1回ぐらい、そういうことができるといことであったり、常任委員会単位でも、そういう機会ができるのであればつくっていくことは可能かなというふうに思いますので、努力してはどうかという意見です。【共産党】</p> <p>大学との連携実績を踏まえ、今後のあり方について検証する必要があると考えます。【清正会】</p> <p>私自身が当時のことを振り返りながら、今感じておりますのが、1議員として感じますのは、どの大学のどちらのゼミに所属しておられる、また学部におられる先生であれば、例えば議案の審査、もしくは自分自身の関心のあるテーマであったり、質疑・一般質問を行うに当たって御相談に乗っていただけたらいいなとか、何かそういった情報が共有されてれば、こちらから連絡を取って、先生ちょっと御相談、教えていただきたいんですというようなことも可能なのかなと思うんですけども、正直、どういう先生がどういう分野で関心を持っておられるかというのも全く、属人的な人間関係の中では存じ上げてますけれども、知り得てお</p>

	りません。議会の活性化という観点で申し上げますと、もっと議員単位、また会派単位で、また委員会単位でもっと大学と交流できるような、知見が共有できるような機会があればいいのかなというふうに思いました。【清正会】
--	---